

検査又は調査の結果(令和3年度)

九州産業保安監督部

検査年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容 (「不適」: 鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)
1 6月15日～16日	菱刈	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「火薬類の取り扱い」について立入検査を実施した。	不適	発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。
2 8月2日～3日	菱刈	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「火災についての事故」について立入検査を実施した。	不適	発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。
3 9月28日～29日	菱刈	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「墜落による災害」について立入検査を実施した。	不適	発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。
4 10月7日～8日	菱刈	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「火災についての事故」について立入検査を実施した。	不適	発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。
5 10月25日～26日	新鷲ヶ巣	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	保安教育の一部未記録、騒音・振動測定の未設定、保安日誌の記録漏れについて指導した。
6 10月28日	吉原	金属	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「坑廃水の管理状況」について立入検査を行った。	適	なし
7 11月16日～15日	四浦珪石	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	消火設備の設置場所が不明瞭について指導した。

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

「不適」: 鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」: 「不適」以外の検査等の結果

検査又は調査の結果(令和3年度)

九州産業保安監督部

検査年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容 (「不適」: 鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)
8 11月25日～26日	東谷	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	適	なし
9 11月29日～30日	嘉穂硅石	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	特定施設の未届、選鉱場の不備(防護カバー未設置、通路等の未補修、ベルトコンベアのナットのゆるみ)について指導した。
10 12月7日	白野江	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「取り扱い中の器材鉱物等についての事故」について立入検査を行った。	不適	保安教育の一部未記録について指導した。
11 12月14日～15日	菱刈	金属	稼行	鉱山保安法第47条第2項に基づき、「坑廃水の漏洩事故」について立入検査を行った。	不適	発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。
12 12月15日～16日	新大分	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	破碎機の不備、鉱山設備の維持管理を請負業者に発注する場合の作業内容等の指示方法、鉱山設備の保安上の対策の検討について指導した。

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

「不適」: 鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」: 「不適」以外の検査等の結果

検査又は調査の結果(令和3年度)

九州産業保安監督部

検査年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容 (「不適」: 鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)
13 12月20日	王の山	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「坑口閉そく状況」「集積場の管理状況」「坑廃水の管理状況」「坑廃水の管理状況」について立入検査を行った。	適	なし
14 12月21日	山ヶ野	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「坑口閉そく状況」「集積場の管理状況」「坑廃水の管理状況」「坑廃水の管理状況」について立入検査を行った。	適	なし
15 3月9日～10日	菱刈	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	鉱山が独自で実施した鉱山労働者へのアンケートの結果が保安に係る今後の対策や実施計画に未反映、事故再発防止対策の評価・見直しについて指導した。

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

「不適」: 鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」: 「不適」以外の検査等の結果